

郡山市公文書等の管理に係る懇談会開催要綱

(目的)

第1条 本市における公文書等の適正な管理の徹底、歴史的公文書等の選別及び移管の基準策定等、公文書管理に係る例規整備を行うに当たり、有識者から意見を聴くために開催する郡山市公文書等の管理に係る懇談会（以下「懇談会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(懇談会の役割)

第2条 懇談会は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 公文書の管理指針の策定に関すること。
- (2) 歴史的公文書等の選別基準に関すること。
- (3) その他公文書管理に関すること。

(懇談会の構成)

第3条 懇談会は、委員8人以内で構成するものとし、学識経験者のうちから市長が依頼する。

(任期)

第4条 委員への依頼期間は、設置の目的を達成した日までとする。

(座長)

第5条 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(会議)

第6条 懇談会は必要に応じて、市長が招集する。

- 2 会議は、座長が進行する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員が、会議を進行する。
- 4 市長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総務部総務法務課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月10日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、設置の目的を達成したときにはその効力を失う。